

カーボン・オフセット制度実施規則(案)

平成24年5月〇日
環 境 省

(目的)

第1条 本規則は、「我が国におけるカーボン・オフセットのあり方について(指針)」(平成20年2月環境省)に基づき、カーボン・オフセットの取組に関する信頼性を構築し、カーボン・オフセットの取組に対する認識の向上、取組の促進、及び公正な市場形成に資することで、社会を構成する主体が地球温暖化を自らの問題として捉え主体的な排出削減努力を促進するとともに、国内外の排出削減・吸収プロジェクトを支援することを目的とするカーボン・オフセット制度(以下「本制度」という。)を運営するための基本的事項を定めるものである。

(用語の定義)

第2条 本規則において用いる用語の定義は以下のとおりとする。

- (1) 「カーボン・オフセット」とは、市民、企業、NPO/NGO、自治体、政府等の社会の構成員が、自らの温室効果ガスの排出量を認識し、主体的にこれを削減する努力を行うとともに、削減が困難な部分の排出量について、クレジットを購入すること又は他の場所で排出削減・吸収を実現するプロジェクトや活動を実施すること等により、その排出量の全部又は一部を埋め合わせることをいう。
- (2) 「カーボン・オフセット認証」とは、申請者のカーボン・オフセットの取組が、第4条のカーボン・オフセット制度運営委員会が定めるカーボン・オフセット第三者認証基準(以下「認証基準」という。)の要求事項を満たし適切に行われていることを認証機関が認証することをいう。
- (3) 「カーボン・ニュートラル」とは、市民、企業、NPO/NGO、自治体、政府等の社会の構成員が、自らの責任と定めることが一般に合理的と認められる範囲の温室効果ガスの排出量を認識し、主体的にこれを削減する努力を行うとともに、削減が困難な部分の排出量について、クレジットを購入すること又は他の場所で排出削減・吸収を実現するプロジェクトや活動を実施すること等により、その排出量の全部を埋め合わせることをいう。
- (4) 「カーボン・ニュートラル計画登録」とは、申請者がカーボン・ニュートラルを達成するために必要な取組や体制を記載した計画が認証基準に適合し、カーボン・ニュートラルを達成できることが合理的に説明できるこ

とについて、検証機関が審査（以下「カーボン・ニュートラル計画審査」という。）を行い、その結果を踏まえてカーボン・オフセット制度登録認証委員会が当該計画を登録することをいう。

- (5) 「カーボン・ニュートラル認証」とは、申請者がカーボン・ニュートラルを達成したと主張する温室効果ガス排出量等の情報が、認証基準の要求事項を満たし、カーボン・ニュートラルを達成していることについて、検証機関が審査を行い（以下「カーボン・ニュートラル検証」という。）、その結果を踏まえてカーボン・オフセット制度登録認証委員会が認証することをいう。
- (6) 「制度管理者」とは、環境省をいう。
- (7) 「制度事務局」とは、環境省から委託を受けた者をいう。
- (8) 「認証機関」とは、カーボン・オフセット制度登録認証委員会の登録を受け、申請者の取組に対し、カーボン・オフセット認証を行う機関をいう。
- (9) 「検証機関」とは、カーボン・オフセット制度登録認証委員会の登録を受け、申請者の取組に対し、カーボン・ニュートラル計画審査及びカーボン・ニュートラル検証を行う機関をいう。
- (10) 「オフセット・プロバイダー」とは、市民、企業等がカーボン・オフセット又はカーボン・ニュートラルの取組を実施する際に必要なクレジットの提供及び取組の支援又は取組の一部実施等のサービスを行う事業者をいう。
- (11) 「審査機関」とは、カーボン・オフセット制度登録認証委員会の登録を受け、オフセット・プロバイダーの取引状況の審査を実施する機関をいう。
- (12) 「基本文書」とは、本規則及び各基準類その他制度管理者及び第4条の委員会（以下「制度管理者等」という。）により制定される文書をいう。

(プログラム)

第3条 本制度において、以下のプログラムを設ける。

(1) カーボン・オフセット第三者認証プログラム

次の2つの認証等を行うプログラム

カーボン・オフセット認証：認証基準に基づき、申請者の取組に対し、認証機関がカーボン・オフセット認証を行うもの。

カーボン・ニュートラル認証及びカーボン・ニュートラル計画登録：認証基準に基づき、申請者の取組に対し、カーボン・オフセット制度登録認証委員会が、カーボン・ニュートラル認証又はカーボン・ニュートラル計画登録（以下「カーボン・ニュートラル認証等」という。）を行うもの。

(2) オフセット・プロバイダープログラム

事業者等がオフセット・プロバイダーの利用に当たり、その目安となるように、カーボン・オフセット制度運営委員会が定めるオフセット・プロバイダー基準に基づき、審査機関が、申請のあったオフセット・プロバイダーの取引状況を審査し、その結果を公表するプログラム

(委員会)

第4条 本制度の実施のため、カーボン・オフセット制度運営委員会（以下「運営委員会」という。）、カーボン・オフセット制度登録認証委員会（以下「登録認証委員会」という）及びカーボン・オフセット制度監督委員会（以下「監督委員会」という。）を置く。

(委員会の分掌)

第5条 各委員会の分掌を次のとおり定める。

2 運営委員会は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 本制度の実施に必要な基準類等の制定及び改廃に係る審議
- (2) 前号に掲げるもののほか登録認証委員会又は監督委員会の所掌する事項のいずれにも該当しない職務

3 登録認証委員会は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 認証機関の登録に関する決定
- (2) 検証機関の登録に関する決定
- (3) 審査機関の登録に関する決定
- (4) カーボン・ニュートラル認証等に関する決定及びこれに付随する事務
- (5) オフセット・プロバイダープログラムにおける審査機関による審査結果の公表

4 監督委員会は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 運営委員会、登録認証委員会及び制度事務局における利害抵触、倫理、機密保持等、制度運営に関する客観性・公平性等に関する委員会運営状況の調査
- (2) カーボン・オフセット第三者認証プログラムによるカーボン・オフセット認証を受けた者及びカーボン・ニュートラル認証等を受けた者（以下「カーボン・オフセット第三者認証プログラム利用者」という。）及びオフセット・プロバイダープログラムによる申請を行い審査機関の審査を受けたオフセット・プロバイダー（以下「カーボン・オフセットプロバイダープログラム参加者」という。）の基本文書に違反する行為の調査
- (3) 認証機関によるカーボン・オフセット認証に係る業務の実施状況の調査

- (4) 審査機関による審査状況の調査
- (5) カーボン・オフセット第三者認証プログラム利用者及びカーボン・オフセットプロバイダープログラム参加者以外の者による認証ラベル不正使用等の調査
- (6) 利害関係者等からの苦情等の受付と概要の公表
- (7) 前6項に掲げる職務の実施結果を踏まえた運営委員会、登録認証委員会等に対する必要な助言及び勧告等

(委員会の構成)

第6条 各委員会は次に掲げる有識者のうち委嘱を受けた5名以上15名以内をもって構成する。

- (1) 気候変動対策に関する学識経験者
- (2) 温室効果ガス又は業務監査に関する専門家・有識者
- (3) 事業者又は消費者を代表する団体若しくは関係行政機関等の専門家・有識者

2 委員の異動等により、前項の要件を満たさなくなった場合又は利害抵触等があると認められた場合は、任期の途中であっても委員委嘱期間を中断することがある。

(委員の任期)

第7条 委員の任期は1年とするが、再任を妨げない。

(委員長を選任と役割)

第8条 各委員会に委員長を置き、互選により学識経験者等中立的な立場の委員からこれを定める。

- 2 委員長は、当該委員会を統括する。
- 3 委員長にその職務を行うことができないやむを得ない事情がある場合は、学識経験者等中立的な立場の委員を優先して委員長があらかじめ指定した委員が委員長の代理を行う。

(委員会の開催)

第9条 各委員会は委員長が招集し、年1回以上開催する。

- 2 各委員会の議長は委員長が務める。
- 3 運営委員会の議事は公開とし、登録認証委員会及び監督委員会の議事は非公開とする。ただし、議事概要及び結果は公開する。
- 4 各委員会は、必要に応じて、電磁的方法による開催を行うことができる。

(小委員会の設置)

第10条 各委員会は、問題の解決に向けて公正かつ迅速な審議を行うため、必要に応じて小委員会を設け、特定の審議事項について付議することができる。

2 小委員会は、次に掲げる有識者等のうち、当該小委員会を設置した委員会の委員長が任命した者により構成する。

(1) 気候変動対策に関する学識経験者

(2) 温室効果ガス及び業務監査に関する専門家・有識者

(3) 事業者又は消費者を代表する団体若しくは関係行政機関等の専門家・有識者

3 小委員会は、付議された審議事項に関する問題の整理、調査及び審議を行い、その結果を委員会に上申するものとする。

(委員会の定足数)

第11条 各委員会は、構成する委員の3分の2以上の委員の出席がなければ、委員会を開催し、議決を行うことができない。ただし、当該議決について、委員会に出席することができない委員があらかじめ書面等により意思を表示した場合は、当該委員を出席したものとみなす。

(委員会の議決)

第12条 委員会における議決は、原則として出席委員によるコンセンサス方式に基づく。ただし、コンセンサスを得られない場合は、出席委員の過半数をもって議決を行う。なお、可否同数の場合は委員長が決することとする。

(利害抵触の防止)

第13条 審議事項に直接の利害関係を有する委員は、当該審議においては、議決権を行使することができない。

(倫理)

第14条 委員は、高い倫理観をもって審議しなければならない。

(機密保持・守秘義務)

第15条 委員は、法律等で求められる場合を除き、カーボン・ニュートラル認証等の審議等の過程において知り得た非公知の情報について守秘する義務を負い、その職務の目的以外に使用し、又は第三者に開示・漏洩してはならない。本項に係る義務は、離任後も継続して遵守しなければならない。

2 制度管理者等は、個人情報について、環境省所管事業分野における個人情報

報保護に関するガイドライン（平成21年12月環境省告示第8号）を参照し、個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）に従い適切に取り扱わなければならない。

- 3 委員は、委員受嘱に際し前二項を遵守する旨の文書を提出しなければならない。
- 4 制度管理者等は、法律で求められた場合等、止むを得ず第三者に非公知の情報を開示するよう要求された場合、申請者、カーボン・オフセット第三者認証プログラム利用者及びカーボン・オフセットプロバイダープログラム参加者に対し、法律に従って開示する旨を通知しなければならない。

（準用）

第16条 第6条2項、第7条及び第8条、第11条から第15条までの規定は、小委員会に準用する。

附則

1. 本規則は、平成24年5月〇日から施行する。
2. 「カーボン・ニュートラル認証制度実施規程」（平成23年9月15日環境省）は廃止する。当該実施規程により設置された認証委員会により受けたカーボン・ニュートラル認証等については、本規則により設置された登録認証委員会によるカーボン・ニュートラル認証等を受けたものとみなす。
3. 「カーボン・ニュートラル認証基準」（平成24年2月14日環境省）及び「カーボン・オフセットの取組に対する第三者認証機関による認証基準」（平成23年4月環境省）は、認証基準の施行の日から廃止する。